

令和 2 年漁期まあじ漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和元年 10 月
水 産 庁**1 T A C**

2 2 2, 8 0 0 トン

設定の考え方（「3 令和元（2019）年度資源評価結果」も参照）

最近の調査研究も踏まえ、資源評価単位の再検討が進められていることから、以下の考えに基づき算定された両系群の A B C の合計値を T A C とする。

（太平洋系群）

「親魚量の増大」（Frec5yr）シナリオで算定された A B C の Limit（10,800 トン）とする。

（対馬暖流系群）

「親魚量の維持」（Fmed）シナリオで算定された A B C の Limit（237,000 トン）のうち日本 E E Z 内分（212,000 トン）とする。

2 配分

- （1）T A C の一部（44,600 トン）を留保枠とする。
- （2）「漁獲可能量（T A C）の配分シェアの見直しについて」（水産政策審議会第 84 回資源管理分科会資料 5）に従い過去三か年（平成 26 年～平成 28 年）の漁獲実績に基づき配分する。
- （3）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。

3 令和元（2019）年度資源評価結果

※TACの基となったABCは黄色ハイライトで表示。

系群	漁獲シナリオ（注）	令和2年漁期 ABC (千トン)		参 考	
		親魚量	Blimit (親魚量)	親魚量	Blimit (親魚量)
まあじ太平洋系群	親魚量の増大 (F30%SPR)	Target	8.2	23千トン (2018年)	24千トン
		Limit	9.8		
	親魚量の増大 (Frec5yr)	Target	9.1		
		Limit	10.8		
まあじ対馬暖流系群	親魚量の増大 (F30%SPR)	Target	144	290千トン (2018年)	150千トン
		Limit	172		
	現状の漁獲圧の維持 (Fcurrent)	Target	158		
		Limit	186		
	親魚量の維持 (Fmed)	Target	204		
		Limit	237		

注：中期的管理方針(下記)に合致するシナリオを記載。

【中期的管理方針（海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画から抜粋）】

太平洋系群については、資源が減少傾向にあることから、減少に歯止めをかけることを基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

参考：まあじTACの推移（直近5漁期）

単位：千トン

R2年 (案)	H31年 (2019年)	H30年 (2018年)	H29年 (2017年)	H28年 (2016年)
222.8	213.1	217.2	197.5	227.8

令和 2 年漁期まいわし漁獲可能量（T A C）の設定及び配分について（案）

令和元年 10 月
水 産 庁

1 T A C

海域（系群）	T A C
太平洋の海域（太平洋）	1,408,000 トン
日本海の海域（対馬暖流）	108,000 トン

注）太平洋の海域とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県が面する海域をいう。日本海の海域とは、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県が面する海域をいう。

設定の考え方（「3 令和元（2019）年度資源評価結果」も参照）

（太平洋の海域）

「親魚量の維持」（Fmed）シナリオで算定された A B C の Limit（1,408 千トン）とする。

（日本海の海域）

「親魚量の維持」（Fmed）シナリオで算定された A B C の Limit（108 千トン）とする。

2 配分

- （1）T A C の一部（太平洋の海域：282,000 トン、日本海の海域 22,000 トン）を留保枠とする。
- （2）「漁獲可能量（T A C）の配分シェアの見直しについて」（水産政策審議会第 84 回資源管理分科会資料 5）に従い過去三か年（平成 26 年～平成 28 年）の漁獲実績に基づき配分する。
- （3）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。

3 令和元（2019）年度資源評価結果

※TACの基となったABCは黄色ハイライトで表示。

系群	漁獲シナリオ（注）	令和2年漁期 ABC （千トン）		参 考	
				親魚量	Blimit （親魚量）
太平洋系群	現状の漁獲圧の維持 （Fcurrent）	Target	844	1,629千トン （2018年）	221千トン
		Limit	1,025		
	親魚量の増大 （F30%SPR）	Target	1,139		
		Limit	1,368		
	親魚量の維持 （Fmed）	Target	1,173		
		Limit	1,408		
対馬暖流系群	現状の漁獲圧の維持 （Fcurrent）	Target	69	250千トン （2018年）	100千トン
		Limit	84		
	親魚量の増大 （Fmed）	Target	90		
		Limit	108		

注：中期的管理方針（下記）に合致するシナリオを記載。

【中期的管理方針（海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画から抜粋）】

太平洋系群については、海洋環境が資源の増大に好適な状況になる可能性があることから、海洋環境や資源動向及び漁獲動向に注意しつつ、資源水準の維持（可能な場合には増大）を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

参考：まいわしTACの推移（直近5漁期）

単位：千トン

海域（系群）	R2年 （案）	H31年 （2019年）	H30年 （2018年）	H29年 （2017年）	H28年 （2016年）
太平洋の海域（太平洋）	1,408	1,175	800	856	804
日本海の海域（対馬暖流）	108	186			

令和 2 年漁期さんま漁獲可能量（TAC）の設定及び配分等について（案）

令和元年 10 月
水 産 庁**1 管理の対象となる期間**

- (1) さんまの TAC 管理については、これまで、主要漁業である北太平洋さんま漁業が 1 月から 7 月を禁止期間とされていたこと、これ以外の小型さんま漁船も 7 月から操業開始していたことから、7 月から翌年 6 月を管理期間としてきた。
- (2) 近年、漁場の遠方化と公海における外国漁船の操業の拡大に伴い、我が国漁船の規制を緩和し、平成 31 年 3 月に禁止期間を廃止したことで周年操業が可能となった。公海における操業は 5 月から 7 月に実施されている。
- (3) また、NPF C においては、本年、初めての規制として 2020 年における分布域全体の漁獲上限を 556,250 トンとすることに合意し、条約水域（公海）への漁獲割当量を 33 万トンとすることが決定された。来年の年次会合では国別配分が検討されることとなっている。なお、NPF C における資源管理は暦年で行われる。
- (4) ついては、操業実態上も問題がなく、また、国際的資源管理に対応するために必要であることから、令和 2 年漁期より、さんまの管理期間を暦年（1 月～12 月）に変更することとする。

2 TAC

264,000 トン

設定の考え方

北太平洋漁業委員会（NPF C）における資源状況を巡る議論等を踏まえ、令和 2 年漁期については前年と等量とする。

3 配分

「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて」（水産政策審議会第 84 回資源管理分科会資料 5）に従い漁獲実績等に基づき配分する。

参考 1：中期的管理方針（海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画から抜粋）

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、平成 27 年 7 月に設立された北太平洋漁業委員会（NPF C）における新たな保存管理措置の策定に向けた取組も踏まえ、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を設定するものとする。

参考 2 : さんま T A C の推移 (直近 5 漁期)

単位 : 万トン

R2 年(案)	H31 年	H30 年	H29 年	H28 年
26.4	26.4	26.4	26.4	26.4